

波羅夷罪の成立史的考察

——比丘の波羅夷第四條——

佐々木 閑

律藏の成立史を研究する場合、現存する六本の広律や付随的な註釈文献を相互に比較し、それによって各資料の新古を決定していくというのは標準的な手法である。こういった手法で研究を蓄積していくことにより、最終的には、律藏の祖型がどういったプロセスを経て、現在のような分岐状態に至ったのかを明らかにすることができるであろう。しかしそれで律藏の歴史研究が完結するわけではない。その先には、解明すべき、より重大な問題が待っている。それは、そういった分岐状態が生ずる前の、一番おおもとの祖型としての律藏が生み出された、そのプロセスの解明である。これは、現存資料の相互比較だけでは実現しない。一本の律藏に焦点をあて、その単一資料の内部に現れる矛盾や齟齬を洗い出して「一資料の内部における」新古を決定し、その結果を資料毎に比較検討して最終的に祖型の成立過程を推定する、という手順が必要である。この作業を、さまざまなテーマについて繰り返し行うことで、次第に妥当性のある仮説が組み上がっていくことになる。ここで初めて我々は、「律藏はどのような過程で成立したのか」という問題を学問的に扱うことが可能になるのである。

私はこの数年間継続してきたアディカラナ（誨）の研究に、こういった手法を適用し、一定の成果を得ることができた（佐々木閑「律藏の中のアディカラナ」、『佛教研究』、第 35, 36, 37, 38, 39 号）

そこでこれをさらに延長して、波羅提木叉の各条文毎に、その成立状況を調査していこうと考えている。すでに比丘尼の波羅夷第八條と比丘の波羅夷第一條に関しては予備的研究を行い、その成果も口頭発表として公表している。（1. “An Analytical Study of the Bhikṣuṇī Pārājika Rules in the Vinayas”, (*Buddhist Nuns in India*, University of Toronto, April 16–17, 2011); 2. “An Analytical Study of the First Pārājika Rule for the Monk”, (XVIth Congress of the International Association of Buddhist Studies, Dharma Drum Buddhist College in Jinshan, Taiwan, June 20–25, 2011)

その結果を概して言うと、次の二点となる。

1. 波羅提木叉の学処およびその周辺に付随する因縁譚や経分別の語義解釈部分などは、個々に成立時期が異なっており、別個の文献として扱う必要がある。それらすべてを統合して標準的な意味を読み取ろうとすると、誤った理解に陥る危険性がある。

2. これら律藏を構成する諸要素のうちで最も古いのは、学処の条文本体であるが、その学処も一時に全体が成立したわけではなく、時代とともに付加増広されていった痕跡が見つかる。中には、かなり後になってから付加された部分もある。

今回はこの作業の次の一步として比丘の波羅夷第四条、いわゆる「大妄語戒」を取り上げて考察していく。この条文の大意は「悟りに向かう種々の資質を自分が獲得していないことを自覚していながら『私は獲得した』などと嘘をついたら波羅夷になる」というものであるが、よく読むと不可解な部分がある。本来ならば最初に各律の波羅夷第四条をすべて提示すべきであるが紙数の制限があるので、代表としてパーリ律の条文と和訳だけを提示する。

パーリ律 (PTS *Vinaya Piṭakam*, vol. III, p. 91)

「いずれの比丘であれ、自ら確知していない上人法を、『私はこのように知り、このように見る』と言って、聖者の智と見を充足した、自分自身に関するものだと語り、その後の時に、他者から追求され、あるいは追求されなくても、[その]、罪を犯した者が清浄を望んで『友よ、私は知らないのに知っていると言ひ、見ていないのに見たと言って嘘をつきました』と言ったなら、増上慢を除いて、これもまた波羅夷であって共住してはならない」

yo pana bhikkhu anabhijānaṃ uttarimanussadhammaṃ attūpanāyikaṃ alamariyañānadassanaṃ samudācareyya iti jānāmi, iti passāmi ti, tato aparena samayena samanuggāhiyamāno vā asamanuggāhiyamāno vā āpanno visuddhāpekkho evaṃ vadeyya ajānaṃ evaṃ āvuso avacaṃ jānāmi, apassaṃ passāmi, tucchaṃ musā vilapin ti, aññatra adhimānā, ayaṃ pi pārājiko hoti asaṃvāso.

他の律の条文も大枠、みな同じ意味である。

1. 疑問点

この条文の問題点は下線部にある。それを文字通りに読めば、「上人法がある、と故意に嘘をついても、その段階では波羅夷にならず、後で後悔し、清浄になりたいと望んで罪を自白したら、その段階で波羅夷になる」という意味になる。しかしそうだとするといくつかの重大な疑問が起こってくる。

疑問：

(214)

波羅夷罪の成立史的考察 (佐々木)

1. 自白した段階ではじめて波羅夷になるというのだから、自白しなければ罪にはならないのか。

2. 「清浄になりたいと望んで自白したら波羅夷になる」と言っているから、それ以外の動機によって自白した場合は波羅夷にならないのか。

3. 清浄になりたいと望んで自白すると波羅夷になるのだから、その清浄とは一体なにを意味するのか。波羅夷の罰は比丘の身分の剥奪であるから、比丘の身分を捨てることが「清浄になること」なのか。そうすると、比丘をやめたいと思って自白した者だけに波羅夷が科せられるということか。

このように、下線部が存在することで、この条文は理解困難なものになっている。では、この不可解な文言に関して、律蔵経分別における語義解釈部分や、註釈文献は、どのような解釈を表明しているであろうか。

2. 上の下線部に関する、経分別語義解釈部分および註釈文献にみられる解釈

1. パーリ律関係

①パーリ律経分別の解釈

罪を犯した者がとは、悪い欲求を持ち、欲求にやられて、ありもしない、偽りの上人法を虚言し、波羅夷罪を犯した者を言う。(āpanno 'ti pāpiccho icchāpakato asantaṃ abhūtaṃ uttarimanussadhammaṃ ullapitvā pārājikaṃ āpattiṃ āpanno hoti.)

清浄を望んでとは、居士になりたいと望み、あるいは優婆塞になりたいと望み、あるいは園民、あるいは沙彌になりたいと望むのである。(visuddhāpekkho 'ti gihī vā hotukāmo upāsako vā hotukāmo ārāmiko vā hotukāmo sāmaṇero vā hotukāmo.)

この説明文にしたがえば、「比丘は故意に虚偽の上人法を語った時点ですでに波羅夷になっている」そして「その者が、比丘の身分を放棄して在家者や沙彌に戻りたいと考えて、罪を自白したら波羅夷になる」ということになる。1で挙げた疑問点が解決されることなく、不整合がそのまま残されている。このパーリ律に対する註釈書サマンタパーサーディカーの解釈も見てみよう。

②サマンタパーサーディカーの解釈 (āpanno の註釈はない。visuddhāpekkho についての註釈は以下のとおり)

(p. 492) 清浄を望んで (visuddhāpekkho) とは、自分の清浄を望んでいる、つまり希望している、目指している者である。この者は、波羅夷を犯したのであるから、比丘としての地位に留まって、禪定などに通達することはできない。彼にとって、比丘でいるこ

とは、天へ「生まれることの」障碍であり、道「を成就するための」障碍となるからである。実にそのことは次のように言われている。「修行者の行も、誤って行くと、地獄にひきずりおろす」と。さらに、「行いの乱れた修行者は、いっそう多くの塵をまき散らす」とも説かれている（DhP 311, 313）。

というわけで、彼にとっては、比丘であることは、決して「清浄」というものではない。一方、居士とか、優婆塞とか、園民（ārāmika）とか、沙彌などになって、布施・帰依（saraṇa）、戒、律儀などによって、天への道を「成就することや」、禪定・解脱などによって、解脱の道を成就することはできるのであるから、居士などの状態が、「清浄」というもののなのであり、それゆえ、その清浄を望んでいる者が、「清浄を望む者」と言われるのである。

経分別の解釈をそのまま受けている（Kankhāvitarāṇī および Sāratthadīpanī も同じ解釈を繰り返している）。

2. 『五分律』経分別の解釈（大正 22, 9c-10a）

「後になり、追求されてもされなくても、罪を犯した者が清浄を望んで自白したなら」という条件文に対する註釈：

一ヶ月とか一年の後に、「君はどうやって、どこで、誰から、どの法を得たのか」といった質問を受けたり、あるいはそういった質問を受けていなくても、自分の犯したことがらを発露して、戒浄・心浄・見浄・疑浄を求めて、「私は苦集滅道を知らないし見ていないのに、知っている、見ていると虚誑妄語しました」と、このような発露をしたとしても、なお、波羅夷となる。

学処自体は明らかにパーリ律同様、「上人法を妄語し、そのことを自白したら波羅夷になる」と言っているのに対し、経分別の解釈では「上人法を妄語した場合は、たとえ清浄を望んで自白したとしても波羅夷は免れない」という意味にとっており、学処の文意と全く異なる解釈を示している。「清浄を望む」という句の意味をパーリ律のように「比丘の身分を放棄して在家者や沙彌に戻りたいと考えること」とはとらず、あくまで「波羅夷罪を消したいと望むこと」という意味に理解している点で、パーリ律の解釈とは全く違っている。

3. 『四分律』経分別の解釈（大正 22, 578b）

『四分律』では、上記、下線部の文言に対する語義説明がない。

4. 『十誦律』経分別の解釈（大正 23, 12c）

『十誦律』では、上記、下線部の文言に対する語義説明がない。

5. 「根本説一切有部律」関係

①『根本説一切有部毘奈耶』経分別の解釈（大正 23, 677a）

(216)

波羅夷罪の成立史的考察 (佐々木)

条件文に対する註釈:

「異時」とは別の時である。「若しは問われ」とは、他者に問われるのである。「若しは問われざるに」とは、自ら悔恨を生じ、憂悩を懐くのである。「自らの清浄を欲して」とは、出罪を希むのである。

『根本説一切有部毘奈耶』では「清浄を欲する」という文言を「出罪をのぞむこと」と解釈している。これは、波羅夷罪を消すという意味だと思われるので、『五分律』と同じ理解だが、『五分律』のように「波羅夷罪を消そうと思って自白しても、波羅夷は免れない」というような解釈は示されていない。したがって文字通りにとるなら、「波羅夷罪からの出罪を望んで自白したなら波羅夷罪になる」という意味になる。パーリ律、『五分律』、『根本説一切有部毘奈耶』それぞれが異なる解釈を示している（チベットも同様：Derge 台北本 vol. 1, p. 405, 4-3 = Ca 188a3-5; P vol. 42, p. 210, 5-1 = Che 171b1-3）。

②『根本薩婆多部律攝』巻三の解釈 (大正 24, 539b)

『根本薩婆多部律攝』には、波羅夷第四条の学処条文に対する語義解釈が記されている。その中、条件文に対する解釈に重要な記述がある。

もし先に、妄語罪を作していれば、それを自白しなくても、波羅夷罪を犯したことになるはずである。それなのになぜ、学処中でわざわざ「異時において若しは問われ、若しは問われざるに、自の清浄を欲しての故に『諸具寿、我、実に知らず見ざるに、知れりと言ひ、見たりと言ひて虚誑妄語せり』と、是の如きの説を作さんに」などと言う必要があるのか。ただ、戒を犯しただけで、別に自白などしなくても、波羅夷罪になるはずではないか。というなら、その段階では、周りの者達は、彼に対して単に疑念を持つだけであり、まだ確信して不共住を実行していないから、不共住を成立させるためには、このような句が必要なのである」

ここには、条文が矛盾を含んでいるという指摘と、それをどう解釈すべきかという理屈が示されている。比丘は大妄語した段階で実際には波羅夷になっているのだが、それだけでは罰則を与える時間的基準が決まらないので、自らの清浄を欲して自白した時点をもって、波羅夷罪の罰則を科す出発点にする、というのである。このような解釈は『根本説一切有部毘奈耶』経分別にもない、この資料独特のものである。

6. 『摩訶僧祇律』経分別の解釈 (大正 22, 261b)

条件文に対する註釈:

(「檢校」「不檢校」などの註釈は省略)「犯罪」とは四波羅夷の中のどれかを犯すことである。「清浄を求める」とは、清浄を得ることを欲するのである。

『摩訶僧祇律』では「罪を犯した者」（パーリ律で āpanno に対応）を「波羅夷罪を犯した者」と解釈するので、パーリ律、『五分律』、『根本説一切有部律』に一致するが、「清浄を求める」については明確な解説がなく、意味不明。

小結：波羅夷第四条の中、「あとから清浄を望んで自白したなら波羅夷になる」という不可解な条件文に対して、各律の経分別および註釈文献の理解はすべてバラバラであるし、『四分律』、『十誦律』では註釈そのものが存在しない。中でもパーリ律経分別およびサマンタパーサーディカーでは、「清浄を望む」という句が「あえて波羅夷の罰を受けることで比丘の身分を放棄して、在家者や沙彌に戻りたいと考えること」という特異な解釈を示している。

3. 波逸提罪 (pācittiya) 第一条（軽微な妄語罪）との比較

比較的軽い罪である波逸提罪の第一条は「故意に妄語したなら波逸提である」というもので、これはすべての律に共通している。そしてこの条文の解釈もまた、すべての律で一致しており、「嘘をついたその時点で波逸提になる」という。波羅夷第四条に見られるような、「そのあとで自白したなら」などという条件はなにもない。同じ「嘘をつく」という行為であっても、このような条件が付くのは波羅夷第四条だけなのである。したがって波羅夷第四条の特異な条件は、妄語一般ではなく、「故意に虚偽の上人法を語る」という、その特別な妄語についてのみ付されているということになる。つまり特異な条件は、上人法と関連しているのである（この条文の資料に関しては平川彰『二百五十戒の研究 III』、春秋社 1994, pp. 58-66 を見よ）。

4. 布薩開始時の序言 (nidāna) との関係（ここが重要）

半月に一度の布薩儀式で波羅提木叉が読誦される前に、司会者によって述べられる序言 (nidāna) がある。この文言は律蔵経分別部分ではなく、「布薩鍵度」で規定されている。しかし実際に布薩が行われる際には、まずこの序言が告知され、それから波羅提木叉の条項が波羅夷罪から順に誦せられていく。したがって、各部派の「戒本」すなわち実際に布薩で用いられる儀式用波羅提木叉本では、その冒頭に、この序言が付されている (K. R. Norman, *Pātimokkha*, Oxford 2001, pp. 4-6; 落合隆編『パーティモッカ 二二七戒経』, Wat Phraputthabat-tamo 2011, pp. 18-19; 『四分律比丘戒本』大正 22, 1015b; 『四分僧戒本』大正 22, 1023b; 『五分律』卷十八「布薩法」, 大正 22, 122a; 『彌沙塞五分戒本』大正 22, 194c-195a; 『摩訶僧祇律大比丘戒本』大正 22, 549b; Tatia

(218)

波羅夷罪の成立史的考察 (佐々木)

本 p. 6, lines 5-14; 『十誦比丘波羅提木叉戒本』 大正 23, 470c; Simson 本, Teil II, p. 161; 『根本説一切有部戒經』 大正 24, 500c; Banerjee 本, pp. 12-13. ただし当該箇所はチベットからの復元; 『解脱戒經』 大正 24, 659c)

みなさん、サンガは私の言葉をお聞きください。今日は十五日布薩です。もしサンガにとって適時が到来したなら、サンガは布薩を行い波羅提木叉を説示すべきであります。サンガは先に何をすべきでしょうか。みなさん方は「他の比丘から依頼された」清浄を報告して下さい。その後で私は波羅提木叉を説示します。

ここにいるすべての人たちはそれをよく聞き、思念しましょう。罪のある者は告白し、罪のない者は沈黙を守りなさい。沈黙によってみなさん方が清浄であると私は知るので、個人的に尋ねられた人が答えるのと同じように、このような集まりにおいては、三度、問いかけがなされます。三度まで尋ねられて、罪があることを憶えていながら告白しない比丘には「故意の妄語」があります。

みなさん方、故意の妄語は障道法 (antarāyiko dhammo) であると、世尊によって説かれました。それ故、罪を犯し、記憶していて、清浄を望む比丘は罪を告白しなさい (tasmā saramānena bhikkhunā āpannena visuddhāpekkhena santi āpatti āvikātabbā)。告白することにより、その者には安樂があります。

ここの「罪を犯して」「清浄を望む」(āpannena visuddhāpekkhena) という言い方は、波羅夷第四条の問題の部分と対応し、しかも対応関係は、この二箇所の間にしか見られない。波羅夷第四条での文言の存在が不自然であり、理解困難であったのに対し、この序言中での用法は全く合理的である。この場合の「故意の妄語」は、それが「障道法」と呼ばれていることからみて、波逸提第一条の「故妄語」を指しているのではなく、悪業道としての妄語を意味していると考えられる。つまりこの文意は、「波羅提木叉の中の犯罪を犯していながら、それを隠す者は、故妄語という悪業を為すことになるから、正直に告白せよ」という勧告である。したがってここで言う清浄とは、「故妄語という悪業を犯している状態からの離脱」を意味するから、波羅提木叉内の犯罪が告白によって滅除されるという意味ではないし、ましてパーリ律経分別が波羅夷第四条に対して註釈するように「比丘の身分を放棄して還俗すること」でもない。

このように「清浄を望む」の意味を、「故妄語という悪業道からの離脱」とする解釈は、上で挙げた種々の律情報のどこにもなかった。つまり、波羅夷第四条の条文を、この序文の文言と対応させて考えている律文献はひとつもないということになる(障道法 antarāyiko dhammo の語がサマンタパーサーディカーに現れていることから、サマンタパーサーディカー編者は、この対応関係に気づいていた可能性が高い)。

この nidāna 中の文言は文脈上全く合理的で自然であるのに対し、それと対応

する波羅夷第四条中の文言は、意味の通らないきわめて不自然なものである。したがって、本来は *nidāna* 中にあったものが、後になんらかの理由で無批判に波羅夷第四条の学処中に移動挿入されたという推測が成り立つ。そして、波羅夷第四条を註釈する、どの律の経分別部分も、波羅夷第四条と *nidāna* との関連性に全く触れていないことからみて、*nidāna* の文言が波羅夷第四条に挿入された時期と、経分別語義解釈部分が成立した時期は離れていたと考えることができる。

5. 仮説：以上の情報から、次のような二つの仮説が可能となる。

第1の仮説

1. 波羅夷第四条には本来、特別な条件文は入っておらず、「意図的に上人法に関して妄語したなら波羅夷である」というシンプルな形になっていた。（波逸提第1条の軽微な妄語と同じスタイル。これはきわめて自然な制定である。）

2. 経分別がつくれ、その学処の文言に註釈がつけられた。条件文はまだ存在していないから、当然ながら、この段階で条件文に対する註釈は存在しない。（この時のままで経分別が保持されているのが『四分律』と『十誦律』。そのためこの両本には、条件文に対する註釈が存在しない。）

3. 新たに条件文が付加された：「その後の時に、他者から追求され、あるいは追求されなくても、[その]、罪を犯した者が清浄を望んで『友よ、私は知らないのに知っていると言ひ、見ていないのに見たと言って嘘をつきました』と言った場合、波羅夷になる」。理由は、上人法の特殊性にあったものと思われる。上人法に関して嘘をついた場合、それが嘘だと証明する方法がない。したがって、この犯罪を実際に犯罪として処理できるのは本人が自白した場合だけである。それでこのような条件が付されたものと思われる。その際、*nidāna* で用いられていた、罪の告白を表現する文言「罪を犯した者が清浄を望んで告白する」という表現が、そのまま転用挿入された。（これにより「序言と波羅夷第四条の間に文言の対応が見られる」という事実と、「その文言は、序言においては合理的に機能しているが、波羅夷第四条中では不整合をもたらす」という事実が説明できる。上記1.で挙げた疑問点も、このプロセスによって説明がつく。そしてまた、この文言が波羅夷第四条に付加された時点で、*nidāna* は成立していたのであるから、波羅提木叉が「布薩儀式の読誦テキスト」として使用されていたことになる。）

4. 本来、経分別語義解釈部分には、この新たな挿入部分に対する註釈はなかったわけだが、その後、それぞれに枝分かれした諸系統の中には、独自の註釈をつ

(220)

波羅夷罪の成立史的考察 (佐々木)

けるものも現れ、そのため現存律藏での註釈の中身は、資料毎にバラバラなものとなった。(「当該の文言を経分別部分で全く註釈しない律が複数あり、註釈する場合でも、その内容が律毎に違っている」という事実、および「パーリ律経分別では、パーリ律独自の解釈を示しており、それがそのまま注釈書であるサマンタパーサーディカーに引き継がれている」という事実が説明できる。)

第2の仮説

上の第1仮説における2と3を入れ替えて考えることもできる。

1. 第1仮説と同じ

2. 1でできた条文に、新たに条件文が付加された。理由は上と同じ。この段階で波羅提木叉が布薩儀式の読誦聖典として使用されるようになった。まだ経分別は作成されていない。

3. 経分別が作成された。しかし波羅夷第四条に含まれる条件文は、文意が不明なため註釈がつけられなかった。

4. 第1仮説と同じ。

つまり、第1仮説と第2仮説では、「経分別が作成された時期」と「波羅提木叉が儀式用聖典として使用されるようになった時期」が入れ替わるのである。どちらの仮説が正しいか、現段階では決定できないが、とにかく波羅提木叉の条文および経分別部分の成立過程を数段階の新古層に分断できることは間違いない。

結論

1. 波羅夷第四条に関して、学処の制定時期と経分別註釈部分の成立時期は異なっている。(この事実の確認が一連の私の研究の主目的だが、それは今回の場合、学処本文と経分別註釈部分の不一致からみて自明である)

2. 律藏の成立に関して、新たに「波羅提木叉が布薩の儀式用聖典として利用されるようになった時期を示す情報」が加わったことで、その時代層が一段階増加した。すなわち、学処条文の基本形が成立した時期、波羅提木叉が布薩儀礼として使用されるようになった時期(この段階ではまだ学処の増広が可能であった)そして経分別註釈部分の成立時期というように、少なくとも三段階の新古層分類が可能になるのである。

〈キーワード〉 律, 波羅提木叉, 波羅夷, 布薩

(花園大学教授, 文博)